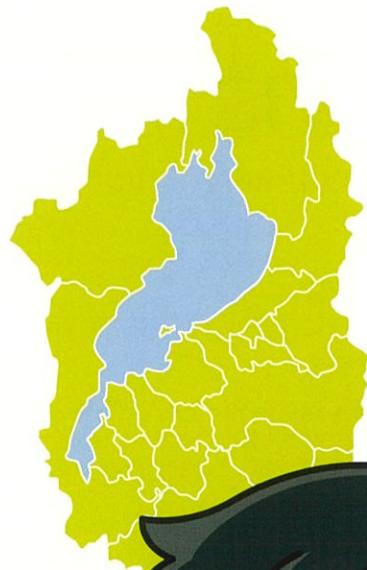


未来の保育士を応援します



地元
住みよい
滋賀は
保育から



保育士修学資金貸付制度

保育人材の確保を図ることを目的として、指定保育士養成施設に在学し、
保育士資格を目指す学生に対し、修学資金を無利子で貸付を行う制度です。

卒業後に滋賀県内の保育所等において5年間継続して従事すると、貸付金
の全額が免除されます。

※詳細は、裏面またはホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人
滋賀県社会福祉協議会 保育士修学資金担当

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内
ホームページ <https://fukushi.shiga.jp/ouen>

電話 077-567-3958



ホームページQR

保育士修学資金貸付制度について

1. 貸付対象者

指定保育士養成施設(保育士を養成する大学・短大・専門学校など)に在学し、卒業後に保育士登録を行い、滋賀県内の保育所等に5年間継続して就労する意欲のある方。

※日本学生支援機構からの貸付資金の併用は可能ですが、併用不可の貸付として、母子・父子寡婦福祉資金、生活福祉資金教育支援資金等があります。

2. 貸付額（無利子）

修学資金……（学費相当月額5万円以内、貸付総額は120万円が上限です）

入学準備金…（20万円以内、初回貸付時）

就職準備金…（20万円以内、最終回の貸付時）

その他生活費加算…（要件あり）



3. 返還免除

次の条件を全て満たす場合、貸付額が全額免除となります。

- ① 保育士養成施設を卒業後、1年以内に
- ② 保育士の登録を行い、
- ③ 滋賀県内の免除対象となる保育所等（注1）で保育業務に従事し、
- ④ 5年間継続して業務に従事した場合

4. 返還

保育士養成施設を退学した場合、県外で就職した場合、就職後5年以内に退職するなど保育業務に従事しない場合等は、貸付金を返還していただくことになります。

5. 貸付申請方法等

- ① 修学資金の貸付を希望する方は、指定保育士養成施設に入学後、在籍する養成施設等で「募集要項」を受取り、貸付制度の内容、必要な書類等を確認してください。
- ② 申請は、入学後、在籍する各養成施設をとおして行います。申請に必要な書類等は、養成施設の指示に従って、養成施設に提出してください。
- ③ 申請者は本人（学生）、連帯保証人2名（1名は親権者・1名は申請者とは生計が別で、独立した生計を営み課税されている成年者）が必要です。
- ④ 住民票、所得を証明する書類、印鑑証明書
(未成年は不要)が必要となります。

※詳細は、入学後に養成校で確認してください。

（注1）〈返還免除対象となる保育所等従事先〉

私立保育所・公立保育所・認定こども園・

乳児院・児童養護施設などが対象です。

無認可施設は、対象外です。免除対象

施設の判定が不明な場合は、本会にお問合せください。

